概要

被災者の自殺は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は〇会社に入社しシステムエンジニアとして就労していた。当時、勤務成績次第では、入社後2か月で正社員へ登用されるとの会社担当者の説明があり、将来的に会社の正社員になることを希望していたが、2か月経過後の正社員登用が実現しないことを上司から告げられ、数日経った平成〇年〇月〇日、会社内で騒動を起こし、同日付けで退職した。その後平成〇年〇月〇日深夜、自宅近くのコンビニエンスストアで異常行動を起こし警察に保護されたこともあって、精神疾患に係る治療を受け療養中のところ、平成〇年〇月〇日に自宅最寄りの駅構内のトイレで縊死した。

請求人は、業務が原因で精神障害を発病し、自殺に至ったものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求に及んだが、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者の自殺は、会社の重要な機密事項を知ったため業務による心理的な重圧負荷により精神障害を発病した結果であるから、監督署長が業務との因果関係を認めないとして行った決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」(以下「判断指針」という。)に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

被災者は I C D − 10 診断ガイドラインに示されている「F20 統合失調症」を平成○年○ 月頃に発症したと認められるが、被災者の業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であ り、判断指針に照らして、被災者が発病した精神障害は業務によるものとは判断できない ことから、被災者の死亡は「業務による心理的負荷によって精神障害を発病したと認めら れる者が自殺を図ったもの」とは認められないものである。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F20 統合失調症」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。また、その後平成〇年〇月〇日に行われた縊頚自殺はその病態がもたらす精神症状に起因するものと判断できる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

被災者の発病前おおむね6か月間に発病に関与したと考えられる出来事について検討す

ると、被災者が入社後、2か月で必ず正社員になることを約束されたものとの思い込んでいたところ正社員に登用されないことを上司より知らされた結果、自ら退職を申し出たことが認められる。この出来事は、「職場における心理的負荷評価表」の「具体的な出来事」の「上司とのトラブル」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「 Π 」である。

心理的負荷の強度の修正について検討すると、被災者は会社の説明から、間違いなく 2 か月後は正社員へ登用されると信じ込み、それが叶わないことが確認できた時点においても、希望すれば継続して勤務し将来的に正社員になる可能性も知らされていたにもかかわらず、自ら願い出て退職したものであるから、トラブルと言えるほどのものはなかったと認められる。よって会社が退職を強要したことは認められないし、トラブルと言えるほどのものではなく、その平均的な心理的負荷の強度「II」を修正して「I」と評価するべきである。

出来事後の状況が持続する程度についてみると、恒常的な長時間労働とは認められず、 仕事の量(労働時間等)、仕事の質・責任の変化後の持続する状況、仕事の裁量性の欠如、 職場の物的、人的環境の変化後の持続する状況、職場の支援・協力等の欠如の状況におい ていずれも評価すべき点は認められず、「相当程度過重」にも至らない。

また、極度の長時間労働など特別な出来事等の存在も認められていない。

なお、会社で就労する前の職場においては、請求人及び会社関係者等からもその業務が 心理的負荷に影響を与えたとする申述は認められていない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

被災者の業務以外の出来事は及び個体側要因についても特段問題となるような事項は認められない。

(4) 結論

以上のことを総合すると、被災者の業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らないものであり、被災者に発病した精神障害は、業務によるものとは認められない。

したがって、発病した精神障害の病態がもたらした被災者の死亡についても、業務上の 事由によるものとは認められないことから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付 及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。